

# 特記仕様書

1. 件 名 榿原市営住宅跡地嘱託登記業務委託
2. 履行場所 榿原市四条町外
3. 履行期間 契約締結の翌日から令和8年3月27日まで
4. 本業務は、榿原市市営住宅跡地において公共事業の施行に伴い必要となる土地等を取得するにあたり、当該土地等の調査・測量及び取得した土地の分筆等の表示に関する登記の嘱託~~又は~~又は当該区域の地図訂正等に関する業務を行うものである。
5. 業務種別は調査業務、申請手続き業務、境界明示申請及び手続代行、地図訂正業務を主とし、用地測量は奈良県地域創造部スポーツ振興課が実施した（又は実施しようとする）成果品を基に、境界点確認、引照点確認等を行ったうえで、地積測量図を作成するものとする。

※ 分筆が必要な土地が数筆しかない場合や地図訂正が必要な場合等、測量業務〔用地測量で実施可能なものをいう。〕を同時に土地家屋調査士に発注する方が合理的な時は測量業務も実施できるものとする。）
6. 当該業務において、大規模な地図訂正業務等必要なことが明らかになった場合は速やかに発注者に申し出て、指示を受けなければならない。
7. 本業務の範囲は奈良県地域創造部スポーツ振興課内で閲覧に供する図面に基づくものとする。ただし、図面の範囲を超えなければ業務の遂行に支障がでると思われるときは監督員に申し出て、指示を受けるものとする。
8. 本業務の着手前に嘱託登記計画書及び業務数量予定書（当初協議用）を作成して、発注者と業務内容を確認のうえ履行期間内に業務を終了するように努めなければならない。
9. 土地等のへ立ち入りに際しては、権利者、占有者と良好な関係を築かなければならない。立ち入りに不備があった場合は責任をもって善処しなければならない。
10. 本業務の履行にあたっては、「不動産登記等業務（表示関係）共通仕様書」によるほか本特記仕様書によるものとする。
11. 「1件」とは、登記の目的、権利者、義務者、原因及び日付等が同一の場合で、不動産1個を基準とした申請の場合をいうものとする。
12. 現地調査費の項目の「事前調査」とは10筆毎を1件とする。
13. 「1通」とは、謄抄本の交付等について請求及び受領行為を一連のものとしてとらえ、そ

の1 通当たりの報酬とする。

- 1 4. 発注者の求めにより、作成した電子データを提出しなければならない。
- 1 5. 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議をして定めるものとする。
- 1 6. 不動産登記等業務委託契約書別紙業務委託単価 5. 日当により、日当が必要な場合はその理由を書面で提出しなければならない。
- 1 7. 履行期限内に業務が完成せず、次年度に残業務を完成させる必要がある場合は別途指示を行う。
- 1 8. 当該業務と平行して測量業務等を実施するため、密に連携を取り、現地作業及び業務成果については相互協力をし、業務を遂行するものとする。